

介護保険から 慰労金^{など}のお知らせ

要介護4・5で1年間サービスを利用しなかったかたのご家族に年10万円の慰労金さしあげます。

対象者 市民税非課税世帯の要介護4か5で、過去1年間に介護保険のサービスを利用しなかったかたを、在宅で介護している同居世帯の家族

申請方法 印鑑と慰労金を振り込む口座番号(通帳)を持って、介護保険サービスを利用せずに1年を経過した日から3か月以内に、介護保険課へ申請をしてください

介護保険施設に入所しているかたの食事負担額を減額します。

対象者 市民税非課税世帯か高齢福祉年金受給者など

申請方法 介護保険証を持って、施設に入所した月、または減額認定の有効期限が切れた翌月に、介護保険課へ申請をしてください

減額内容 食事の自己負担額1日780円を、500円または300円に減額します

問い合わせ 介護保険課 ☎(866)2069

あきた街なかファミリー住宅 オーナーを募集します

賃貸住宅の建設費を補助。
入居者も安く入居できます

「あきた街なかファミリー住宅制度」は、街なかにアパートやマンションなどの賃貸住宅を建てようとしているかたに、建設費を補助する制度です。市が定めた建設基準に該当し、市長が認定した賃貸住宅(10世帯)が対象となります。建設費補助の対象となるのは、廊下、階段などの住宅共用部分および駐車場や緑地などの空地整備費です。

また、この制度で建てた賃貸住宅の家賃には市から補助が出るので、入居者は安い家賃でグレードの高い住宅に住むことができます。

賃貸住宅の建設基準や管理方法、家賃の決め方など詳しくは、建築指導課へお問い合わせください。

申し込み 6月1日(金)から29日(金)まで建築指導課 ☎(866)2153

ケーブルテレビで市議会中継

6月の市議会定例会から、ケーブルテレビで本会議の様相を中継します。ケーブルテレビを契約されているかたは、どうぞご覧ください。また、市役所本庁舎の市民課待合室でも放映します。

非行などの少年問題は

わかくさ電話にご相談を！

相談日 月～金曜日、午前9時～午後4時

相談先 市少年指導センター(中央公民館2階)

☎(862)3225(わかくさ電話専用)

7
食中毒には
十分ご注意を

楽しい修学旅行をするために

細菌で汚染された食べ物を食べ、大量の食中毒菌が体の中に入り、体力がおちていて菌をやっつけることができなると食中毒にかかりやすくなります。特に、これから修学旅行のシーズンをおちるので、食中毒には要注意。旅行前には、食中毒の原因となりやすい生肉や生力キ、生卵はなるべく食べないようにしましょう。また、旅行先で買った食べ物は早めに食べる。吐き気や腹痛などの症状がでたら、早めに先

生に伝えるなどの対応をとりましょう。

問い合わせ 衛生検査課

☎(883)1181

8 手形陸橋から広面に向 かう南側歩道と車道1 車線が通行止め

県施工の電線共同溝工事および歩道融雪工事、市施工の下水道管工事、水道管工事、東部ガス施工のガス管工事のため、6月1日(金)から12月28日(金)まで、午前9時～午後5時、秋田銀行手形支店、アイランド手形店の南側歩道および車道1車線が通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

問い合わせ 下水道部建設課

☎(864)1455

9 市役所立体駐車場の 建設工事について

今月末から8月下旬にかけて、市役所の公用車庫部分で、2階建て立体駐車場の建設工事を行います。工事期間中は市役所裏の駐車場の出入口が規制されます。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。車で来庁されるかたは、係員の指示に従って駐車してください。

問い合わせ 管財課

☎(866)2053